

幅員4m
未満の

きょう 狭あい道路の拡幅にご協力を ～みんなで作る安全・安心なまち

区内の道路の約37%は、幅員4m未満の狭あい道路です。このような狭い道路は、緊急車両の活動を妨げる恐れなどがあるため、拡幅を進めています。

狭あい道路の拡幅にご協力いただける方を対象に助成を行っています。詳しくは、お問い合わせいただくか、区ホームページをご覧ください。



拡幅のメリット

- 緊急車両が活動しやすくなります
- 火災時などの避難経路が確保できます
- 日照や通風など住環境の改善につながります

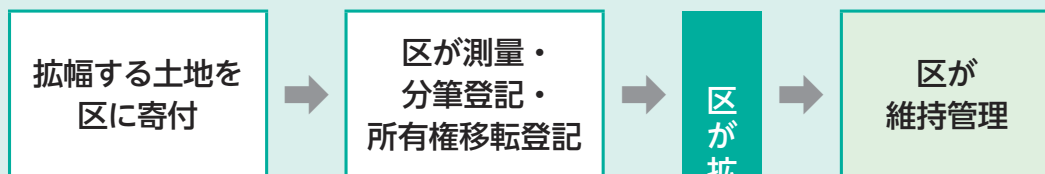


問合せ

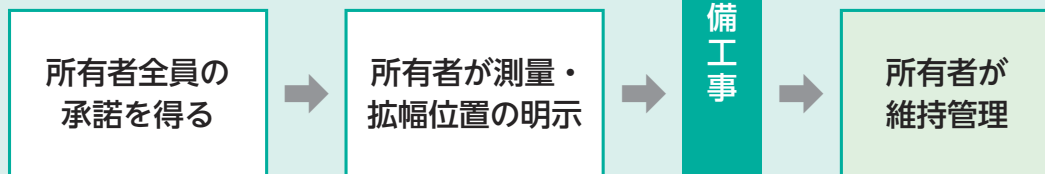
助成や私道の拡幅について…狭あい道路拡幅係 ☎5984-1985
土地の寄付や公道の拡幅について…道路整理係 ☎5984-1972

拡幅の流れ

● 拡幅する道路が公道（区道または区有通路）の場合



● 拡幅する道路が私道の場合



拡幅整備工事の例

拡幅前



拡幅後



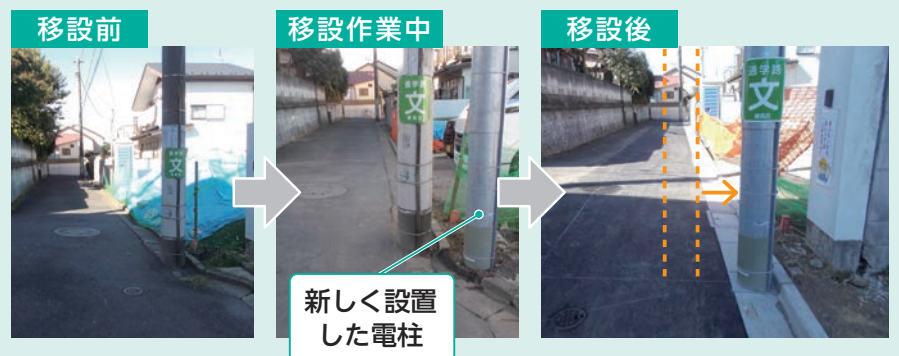
拡幅に伴う助成の一部を紹介

● 支障物を撤去・移設する際の助成金

区による拡幅整備工事をする前に、ブロック塀や電柱、水道メーターなどの支障物を撤去・移設する必要があります。それらの整備にかかる費用を助成します。

- ▶ 対象: これから拡幅を行う土地の所有者(宅地建物取引業者を除く)
- ▶ 助成額: 実際に支払った費用(支障物ごとに単価上限あり。総額150万円以内)

〈支障物(電柱)の移設〉



● すみ切り用地を寄付する際の助成金

交差点のすみ切り用地を区に寄付していただける方に助成金を交付します。

- ▶ 対象: 2つ以上の公道が交差するすみ切り用地の土地所有者
- ▶ 助成額

区分	助成額
幅員6.0m未満の公道が交わる角地(※)	面積×路線価の平均
上記以外で建築基準法などにより、すみ切り用地としなければならない土地	1カ所当たり10万円

※東京都建築安全条例の規定により建築の制限を受ける土地。

